

## D P C退出等審査会からの報告について

- D P C制度においては、D P C対象病院に分割の予定があり、分割後もD P C制度への継続参加を希望している場合は、中央社会保険医療協議会総会の委任を受けた「D P C退出等審査会」で、D P C制度への継続参加の可否を審査・決定することとしている。
- 今般、D P C対象病院「長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院」より、平成 26 年 3 月 1 日の病院分割（「長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院」と「長野県厚生農業協同組合連合会 佐久医療センター」）の予定があり、分割後の病院（審査対象病院）においても、それぞれD P C制度へ継続参加を希望している旨の連絡があり、「D P C対象病院等の分割に係る申請書」が提出されたことから、「D P C退出等審査会」を平成 26 年 1 月 15 日に開催し審査を行った。
- 「D P C退出等審査会」において、D P C制度への継続参加の可否を審査した結果、分割後の病院（審査対象病院）は、平成 26 年 3 月 1 日以降、D P C制度に継続参加することが了承された。

### 申請病院

名 称	所在地	審査事項
長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	長野県佐久市 臼田 197	佐久総合病院の分割後の病院（審査対象病院）のD P C制度への継続参加の可否

### 審査対象病院

名 称	所在地	審査結果
長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	長野県佐久市 臼田 197	D P C制度への継続参加を承認する
長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター	長野県佐久市 中込 3400-28	D P C制度への継続参加を承認する

4 D P C 対象病院の合併又は分割について

(1) D P C 対象病院の分割について（略）

(2) D P C 対象病院の分割について

D P C 対象病院が分割の予定があり、分割後も D P C 制度への継続参加を希望している場合は～別紙 13「D P C 対象病院等の分割に係る申請書」～を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

(3) D P C 制度に継続参加を希望している病院は以下の基準を満たしていること。

- ① 合併の場合は、合併前の主たる病院が D P C 対象病院であること。
- ② 申請の直近 1 年以上、継続してデータが提出されていること。
- ③ 申請の直近 1 年の（データ／病床）比が 1 か月あたり 0. 8 7 5 以上であること。

(4) 合併又は分割の申請が行われた場合は、申請の可否について中央社会保険医療協議会において審査・決定することとする。申請が認められた場合には、合併又は分割後も D P C 対象病院として D P C 制度に継続参加するものとする。